様式第２号（第４条関係）

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

年　　月　　日

天理市長　様

（事業者）

所在地

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

被保険者　　　　　　　　　様（以下「甲」という｡)の天理市介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払いの取扱いを申し出るに当たり、天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「実施要綱」という｡)の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本事項）

１　厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生労働省告示第95号）に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達、天理市の条例、規則及び実施要綱等を遵守すること。

２　甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びその周辺の環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。

３　住宅改修に当たっては、天理市、居宅介護支援事業者、天理市地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者、保険医療サービス提供者、福祉サービス提供者との連携に努めること。

４　甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。

（見積書等の交付）

５　住宅改修の施工に係る費用を見積もって、「見積書」を作成し、甲に交付

すること｡その際、見積書には、住宅改修の内容、箇所及び規模並びに住宅

改修に要する費用、施工事業者名及び連絡先等を明記すること。

（見積書の内容変更）

６　見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知

すること。

（住宅改修の施工等）

７　実施要綱第５条第１項により承認を受けたとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して、甲に十分に説明を行うこと。

（自己負担分の受領等）

８　住宅改修については、天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書に記載されている自己負担額（保険給付分を除く｡)の支払いを甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また工事完了後、当該自己負担額の支払いを受けたときは、甲に自己負担額分の領収書を発行すること。

（保険給付の請求）

９　受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、実施要綱第７条に定める書類等に不備がないかを確認したうえ、天理市長に請求すること。また、請求に当たって保険給付外の費用を請求しないこと。

（記録の整備）

10　住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から２年間保存すること。

（通知）

11　甲が、次の事項に該当する場合には、遅延なくその旨を天理市長に通知すること。

(１)　詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(２)　正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。

（指導、調査等）

12　天理市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説

明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

13　関係法令、通達、天理市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項

に違反し、その是正等について天理市長から指導を受けたときは、直ちにこ

れに従うこと。

（苦情処理等）

14　甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては甲の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

（秘密保持）

15　事業所の職員は、職務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、職務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。